

市民参加の実施状況について (令和5年度)

令和6年11月
市民協働部

1. 調査の概要

(1) 目的

本調査は、協働のまちづくり推進条例（以下「条例」といいます。）に定める市政への市民参加の状況について把握し、条例に基づき設置されている協働のまちづくり推進委員会の審議資料として活用することにより、市政への市民参加の一層の推進を図るために実施したものです。

(2) 調査対象

令和5年度に実施された事務事業のうち、下記に該当するものを調査対象としています。

- ①条例第10条に定める市民参加の対象となる事項に関して、市民に対して意見等を求めた事務事業。
- ②条例第11条に定める市民参加の方法により、市民に対して意見等を求めた事務事業。

※本調査の対象とする事務事業は、市の政策等に関するものであり、全ての事務事業を対象としたものではありません。

※参考 協働のまちづくり推進条例 第10条

（市民参加の対象）

第10条 市民等は、市民参加の対象となる次に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
- (5) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

（参考）市民参加を推進する根拠（協働のまちづくり推進条例より抜粋）

（市民参加の機会の確保）

第9条 市は、市民等の意見等が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、市民等の意見等を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。

（市民参加の対象）

第10条 市民等は、市民参加の対象となる次に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
- (5) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項

（市民参加の方法）

第11条 市は、前条各号に掲げる市民参加の対象となる事項（以下「政策等」という。）について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法等により広く市民等の意見等を求めるものとする。

- (1) アンケート調査（政策等に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法をいう。）
- (2) パブリックコメント（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見等を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。）
- (3) ワークショップ（市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法をいう。）
- (4) 説明会（市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見等を求める方法をいう。）
- (5) 審議会等（市の事務について調停、審査又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見等を求める方法をいう。）
- (6) 公聴会（政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見等の聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見等を求める方法をいう。）
- (7) その他 市長が必要と認める方法

（市民参加の公表）

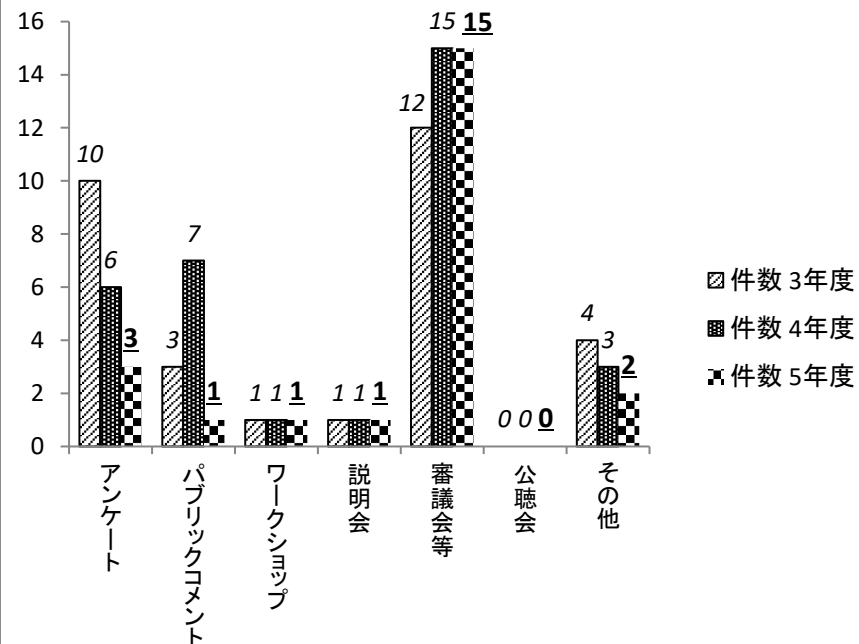
第12条 市は、前条各号に掲げる方法等により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。

2. 市民参加の実施状況

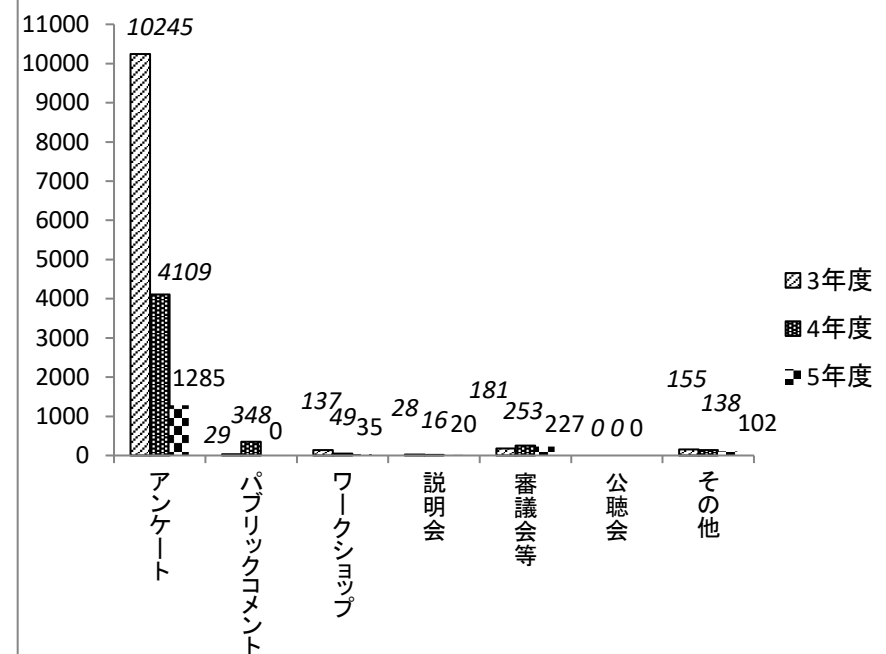
(1) 市民参加の方法別件数及び参加者数（その1）

- ・ 令和5年度に市民参加の方法によって実施された事務事業は23件、市民の参加者数は1,669人となっています。
- ・ 市民参加の方法別件数は、審議会等が15件と最も多く、次いでアンケート（3件）、その他（2件）と続きます。
- ・ 市民の参加者数でみるとアンケートが1,285人と最も多く、次いで審議会等（227人）、その他（102人）と続きます。

市民参加の方法別の実施件数



市民参加の方法別の参加者数



(1) 市民参加の方法別件数及び参加者数（その2）

アンケート調査の回答率について

例年実施しているまちづくり市民アンケートの回答率は、R3年度からR5年度にかけて、それぞれ、54.6%、53.2%、46.7%と推移しています。

アンケート調査の回答率

5年度	1. まちづくり市民アンケート（46.7%） 2. JR銀水駅前トイレ改修のアンケート（100%） 3. 大牟田市人権問題意識調査（39.5%）
4年度	1. まちづくり市民アンケート（53.2%） 2. 市民意識調査（44.9%） 3. 地域コミュニティの今後の在り方に関する市民アンケート（34.3%） 4. 大牟田市社会教育・生涯学習に関する市民意識調査（37.4%） 5. 大牟田市文化芸術振興プラン策定に係る市民意識調査（43.7%） 6. 中心市街地活性化に関するアンケート調査（28.5%）
3年度	1. まちづくり市民アンケート（54.6%） 2. ①スポーツに関する市民意識調査（38.9%）、②小・中学生のスポーツに関する意識調査（100%）、③大牟田市で活動するスポーツクラブ・団体についての調査（68%） 3. 大牟田市中心市街地まちづくりアンケート調査（52.4%） 4. 公共交通に関する市民アンケート（59.7%） 5. 三池校区乗合タクシー実証実験に関するアンケート（実証実験登録者48.8%、未登録者31.4%） 6. 玉川校区乗合タクシー実証実験に関するアンケート（92%） 7. 大牟田市排水対策基本計画に係る雨水の流れにくい箇所の聞き取り調査（-%） 8. 大牟田市環境基本計画策定のための市民・事業所アンケート調査（市民38.5%、事業所34.2%） 9. 大牟田市放課後児童健全育成事業に係る基本調査（86.8%） 10. 夜間中学に関するアンケート調査（30.4%）

(1) 市民参加の方法別件数及び参加者数（その3）

パブリックコメント1件の意見提出者数について

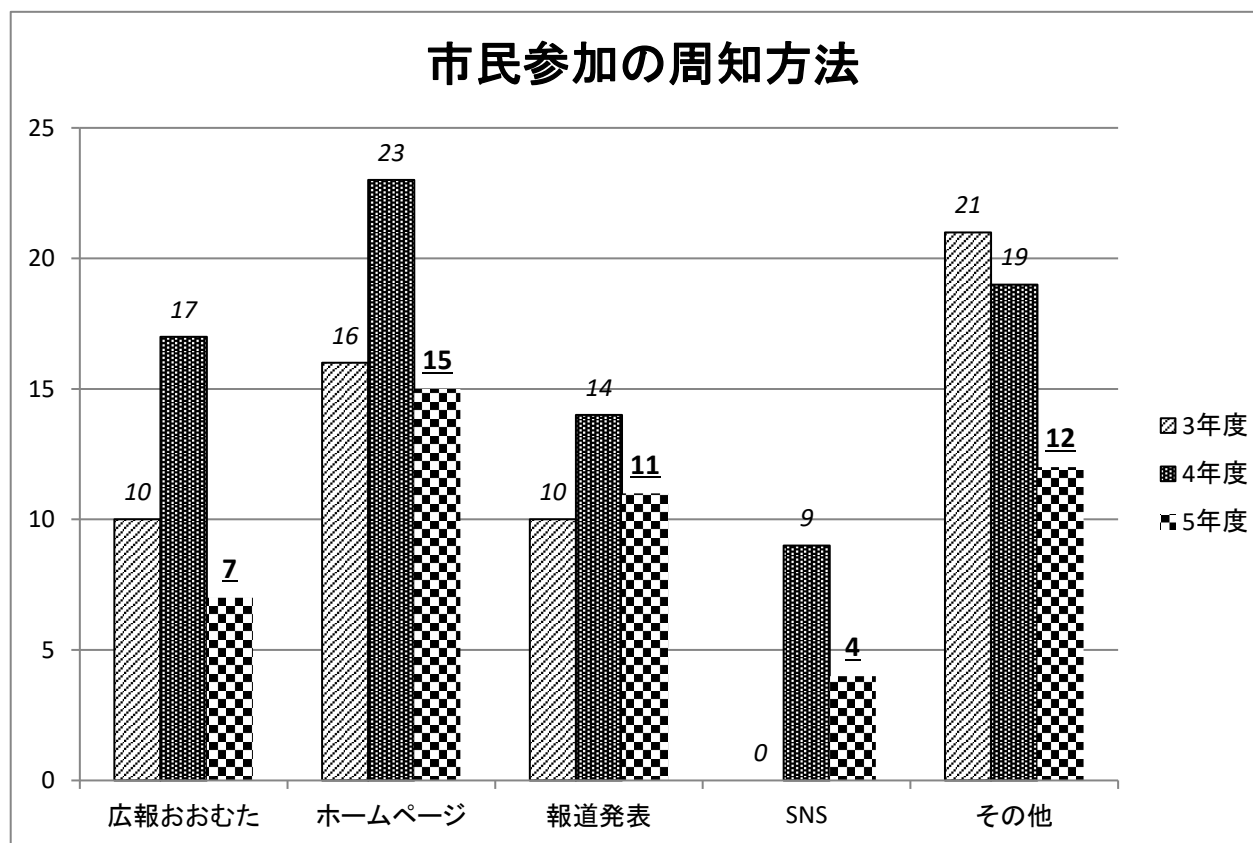
令和5年度に実施されたパブリックコメントは「大牟田市文化芸術振興プラン2024～2028（素案）に対するパブリックコメント」の1件で、意見提出者は0名（0件）でした。

過去3年間におけるパブリックコメントの意見提出者数及び提出の件数

年度	件名	提出者数及び提出件数
5年度	大牟田市文化芸術振興プラン2024～2028（素案）に対するパブリックコメント	0人 0件
4年度	「大牟田市個人情報保護法施行条例（仮称）の概要」に係る市民意見の募集	0人 0件
	「新・庁舎整備に関する基本方針（案）」に対する市民意見募集	303人 71件
	大牟田市スポーツ推進計画（案）に対するパブリックコメント	0人 0件
	大牟田市地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメント	2人 9件
	大牟田市排水対策基本計画（原案）への意見募集	19人 36件
	大牟田市第3次環境基本計画(案)のパブリックコメント	13人 58件
	大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）(案)のパブリックコメント	11人 34件
3年度	過疎地域持続的発展計画（案）に関する市民意見公募	0人 0件
	大牟田市公園等管理活用ガイドライン(案)のパブリックコメント	1人 2件
	大牟田市小中一貫教育基本方針（案）に対するパブリックコメント	28人 28件

(2) 市民参加の方法の実施における周知手段

- ・ 市民参加の実施における周知の件数は49件です。
- ・ 周知手段別では、ホームページが15件と最も多く、その他が12件、報道発表が11件と続いています。
なお、その他の12件は郵送、対象者直接案内、eメール、校区まちづくり協議会への案内等による周知となっています。



(3) 審議会等委員における公募委員の状況及び女性委員の割合

本市では、市政への市民参加の推進のために、多様な意見を反映させることとし、その機会を確保するために、審議会等の委員には、①公募等による委員を1人以上任命、②女性委員の比率40%以上について定め、それぞれ推進に当たっているところです。

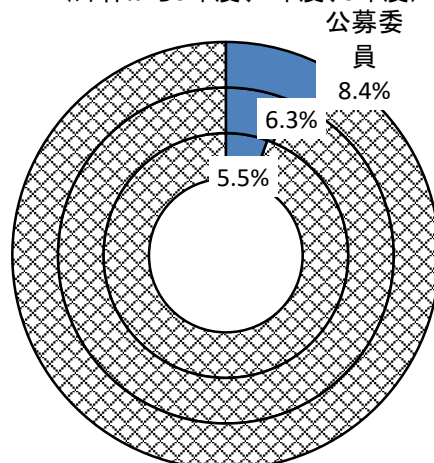
(大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱)

令和5年度に実施された15の審議会等の委員総数227人のうち、公募委員は19人で全体の8.4%を占め、審議会あたりの公募委員数は1.2人となっています。

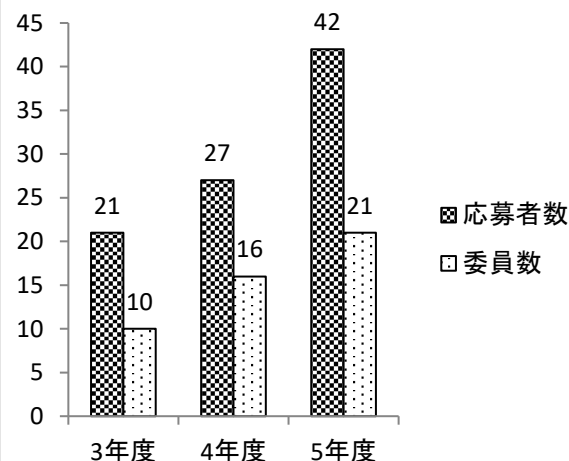
また、同年度に実施された審議会等の委員について、公募委員総数19名に対する応募者数は42人でした。公募委員1名当たりの応募者数は2.2人となっています。

令和6年4月1日現在で設置されている審議会等の委員総数623人のうち、女性の委員数は224人で全体の36.0%を占めています。

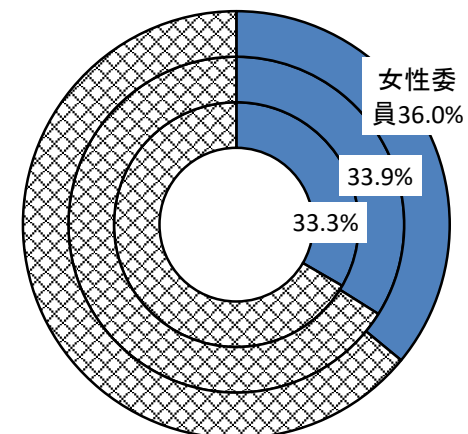
審議会等委員における公募委員の割合
(外枠から5年度、4年度、3年度)



公募委員数と応募者数



審議会等委員における女性委員の割合
(外枠からR6.4.1、R5.4.1、R4.4.1現在)



(参考)審議会等の委員構成における公募委員・女性委員の登用について

本市では、市政への市民参加の推進のために、多様な意見を反映させることとし、その機会を確保するために、審議会等の委員には、**①公募等による委員を1人以上任命**、**②女性委員の比率40%以上**について定め、それぞれ推進に当たっているところです。（大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱）

第4次おおむね男女共同参画プランにおいては、審議会等の委員への女性参画促進について、女性委員の登用率を令和9年度までに40.0%を達成できるよう努めています。

第3章 審議会等の運営

(委員の任命)

第5条 審議会等の委員を任命するときは、審議会等委員任命（委嘱）計画書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の任命に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令に定めがある場合、特に専門的な知識や経験等を有する者を任命する場合その他特別の事情がある場合であって、市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 原則として、公募等による委員を1人以上任命すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を任命する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう推薦依頼に当たって配慮すること。
- (3) 幅広い年齢層から任命すること。
- (4) 男性委員及び女性委員の数は、委員総数に占める当該委員の比率がそれぞれ40%未満とならないよう努めること。
- (5) 本市の職員を任命しないこと。
- (6) 国又は県の職員を任命する場合は、各1人以内とすること。
- (7) 委員の任期については、原則として2年以内とすること。
- (8) 委員を再任する場合は、在任期間が通算して8年を超えないこと。
- (9) 同一の者が4以上の審議会等の委員を兼任しないこと。

目 標	施策の 方向	具 体的 施策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策定時 直近値 (3年度) (2021)	目標値 (9年度) (2027)	担 当 課
I	3	(1)	15	審議会等委員への女性の参画推進	女性委員の登用率 ※1	33.3%	40.0%	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課